

第44回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2024年11月28日開催

2024年12月2日

第44回の審議では、「指標の報告のための算定期間に関する再提案」を公開草案として公表することが承認されました。当該公開草案は11月29日に公表され（意見募集期限は2025年1月10日まで）、気候基準(案)第53項及び第54項の削除と、適用基準(案)第71項の削除と第70項の修正が提案されています。

【第44回SSBJで審議された事項】

IFRS S1号及びS2号に相当する基準の開発

■審議事項【公表議決】

- (1) 「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（審議事項A1-2）
- (2) コメントの募集及び本公開草案の概要（審議事項A1-3）

■審議事項

- (3) 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」（審議事項A1-4）
 - (4) 自発的なフル適用の場合における別段の定め（審議事項A1-5）
 - (5) 経過措置（審議事項A1-6）
 - (6) 当委員会の補足文書とするIFRS S1号及びIFRS S2号に関する付属ガイダンス、並びにISSBの教育的資料（審議事項A1-7）
 - (7) コメント対応表（質問11）（SSBJ基準全般）（審議事項A1-8）
 - (8) コメント対応表（質問11）（開示制度関連）（審議事項A1-9）
 - (9) コメント対応表（温室効果ガス排出に関するその他の論点）（審議事項A2-1）
- （※1）審議事項A1-2、A1-3、A1-8、A1-9、A2-1については、資料は非公開

SSBJでは、2024年3月29日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）について、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標に再審議を行っています。

（※2）2024年3月公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

再審議の結果、2024年3月公開草案の提案を修正することがありますが、SSBJが改めてコメントを求めることが適切であると考えた論点については、公開草案を再度公表することとされています。指標の報告のための算定期間に関する論点（上記(1)及び(2)）は、SSBJが当該論点に該当すると判断したため、公開草案等の公表等につき審議の上、議決を行ったものです。また、上記1(3)～(9)の事項は、SSBJ事務局が寄せられたコメントを分析の上、対応につき個別に提案を行ったものです。

(1) 「指標の報告のための算定期間に関する再提案」(審議事項A1-2)

(2) コメントの募集及び本公開草案の概要(審議事項A1-3)

【公表議決の概要】

上記(1)公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」の公表につき議決が行われ、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認されました。

再提案の主な内容

- 第42回SSBJ審議事項A2-3「気候基準案第53項及び第54項に関する検討」における議論を踏まえ、気候基準(案)第53項及び第54項の削除等を提案。
- 第43回SSBJ審議事項A1-3「適用基準案第71項に関する検討」における議論を踏まえ、適用基準(案)第71項を削除し、併せて適用基準案第70項の修正を提案。

SSBJでは、2025年3月末までに確定基準の公表を目標としているため、コメント募集の期間についても通常(※3)より短い期間(40日程度)に短縮することが提案されました。そのためコメントの募集期間の短縮についても議決の対象とされ、承認されました。

(※3) SSBJでは、公開草案及び論点整理の公開の期間は、原則として2カ月以上とされています。ただし、重要性や緊急性を勘案し、SSBJの議決により、短縮することができるとされています(SSBJ適正手続規則第19条第3項)。

【公開草案について】

公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」は**11月29日に公表され、意見募集期限は2025年1月10日まで**とされています。当該公開草案は、指標の報告のための算定期間に関する再提案の内容についてコメントを求めるものであり、再提案の内容以外についてコメントを求めることは目的としていません。

【再提案の概要】

- 指標の報告のための算定期間が、サステナビリティ関連財務開示(及び関連する財務諸表)の報告期間と一致しない場合、再提案された適用基準第70項に従い、合理的な方法により期間調整を行い、指標の算定期間をサステナビリティ関連財務開示(及び関連する財務諸表)の報告期間にあわせることが明確にされました。
- これは、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表の情報との間のつながり(適用基準案第31項(3))を重視する観点から、作成者のコストの低減よりも、指標の報告のための算定期間をサステナビリティ関連財務開示(及び関連する財務諸表)の報告期間にあわせることを優先すべきとの意見が、国内外の利用者及び保証業務提供者から強く寄せられたことを踏まえたものです。
気候基準案における、温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならないとする提案(2024年3月公開草案 気候基準案第53項)等を削除し、適用基準案第70項の原則に従うことが再提案されました。
- この結果、温室効果ガス排出について、「GHGプロトコル2004年」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択し、かつ、サステナビリティ関連財務情報開示(及び関連する財務諸表)の報告期間と、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間との間に差異が生じている場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係る温室効果ガス排出量を算定することになります。
- また、適用基準案第71項は、温室効果ガス排出量を報告する際の温対法以外にも、PRTR制度など企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連開示(及び関連する財務諸表)の報告期間と異なるものがあることから2024年3月公開草案で追加されたものです。したがって、気候基準案において指標の算定期間に関する論点を再提案するのであれば、適用基準案における同論点についても整合性を取るため削除が再提案されました。

(3) 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」(審議事項A1-4)

本公開草案に寄せられたコメントのうち「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」について、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① 本公開草案における「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」とは、企業が自発的に、当委員会が公表するSSBJ基準のすべてのために準拠した開示(ただし別段の定めがあるものを除く)を行う場合であり、次の2つのケースがあると整理する。

- 適用が法令等により強制される報告期間よりも前にSSBJ基準を適用することを認めている場合に、企業が自発的に、SSBJ基準の全ての定めに基づいた開示（ただし別段の定めがあるものを除く）を行うとき（以下「強制適用前のフル適用」という）
 - 上記以外の場合（以下「自発的なフル適用」という）
- ② 「強制適用前のフル適用」は、SSBJ基準の適用時期を早めることを企業が選択するものであると考えられるため、「強制適用前のフル適用」の場合の取扱いについて、確定基準において別段の定めを置くことはしない。具体的には次の対応を行う。
- 本公開草案において提案する「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の定めは、「強制適用前のフル適用」の場合に適用されないことを確定基準において明確にする。（**本公開草案の明確化**）
 - 本公開草案において提案する「サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令に従い開示を行う場合」の経過措置は、「強制適用前のフル適用」の場合にも適用されることを確定基準において明確にする。（**本公開草案の明確化**）
- ③ 「自発的なフル適用」の場合の取扱いについては、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、確定基準に向けた審議を行うにあたり、個々に検討する。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(4) 自発的なフル適用の場合における別段の定め（審議事項A1-5）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、自発的なフル適用（※4）の場合における別段の定めについて、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① 本公開草案において提案する「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合の定め」は、自発的なフル適用の場合に適用されることを確定基準において明確にしたうえで、本公開草案の提案を維持する。（**本公開草案の明確化**）
 - ② 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うことになった場合」の経過措置に関する本公開草案の提案（適用基準案第100項、一般基準案第44項及び気候基準案第107項）を削除する。（**本公開草案から変更あり**）
 - ③ 上記①以外の事項について、自発的なフル適用の場合における取扱いを定めることはしない。（**本公開草案から変更なし**）
- （※4）「自発的なフル適用」とは、審議事項A1-4『「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」』で検討した意味において用いている。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(5) 経過措置（審議事項A1-6）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、経過措置について、事務局より以下の提案がされました。ただし自発的なフル適用（※4）の場合の経過措置及び「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」の経過措置については、上記(4)審議事項A1-5「自発的なフル適用の場合における別段の定め」において検討を行っています。

【事務局提案】

- ① 当委員会が公表するSSBJ基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令に従い開示を行う場合の経過措置に関して、本公開草案の提案を維持する。（**本公開草案から変更なし**）

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(6) 当委員会の補足文書とするIFRS S1号及びIFRS S2号に関する付属ガイダンス、並びにISSBの教育的資料（審議事項 A1-7）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が公表しているIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という）及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）に関する付属ガイダンス、並びに教育的資料（以下「ISSB基準に関する付属ガイダンス等」という）について、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① ISSBが公表している次の文書については、SSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、当委員会の補足文書とする。
- ▶IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に関する付属ガイダンス
 - ▶IFRS S2号「気候関連開示」に関する付属ガイダンス
 - ▶教育的資料「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」
 - ▶教育的資料「現在の及び予想される財務的影響」
 - ▶教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持され、確定基準の公表議決とあわせて上記の補足文書を公表する方針が確認されました。

なお、事務局よりISSB基準に関する付属ガイダンス等をSSBJ基準に参考にできるものとして取り入れるにあたっては、その強制力も含めて揃えとの考えが示されています。すなわちISSB基準に関する付属ガイダンス等は、ISSB基準の適用にあたり、従わなければならないものでない（強制力がない）ため、SSBJ基準の適用にあたっては補足文書又は解説記事として取り入れることが考えられます。補足文書はSSBJで審議の上、了承を得る文書であるのに対し、解説記事はSSBJ事務局が作成し、必ずしもSSBJにおいて審議しないことを考慮すると、SSBJ基準における位置づけとして補足文書とすることが同程度の扱いになる、との考えが事務局より説明されました。

(7) コメント対応表（質問11）（SSBJ基準全般）（審議事項A1-8）

本公開草案に対するコメントのうち、質問11（その他）について寄せられたSSBJ基準全般に関するコメントへの対応について、事務局の対応（案）が示されました。

検討の結果、事務局の対応（案）が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(8) コメント対応表（質問11）（開示制度関連）（審議事項A1-9）

本公開草案に対するコメントのうち、質問11（その他）について寄せられた開示制度関連のコメントについて、事務局の対応（案）が示されました。

検討の結果、事務局の対応（案）として、開示制度に関するものについては、金融庁等に伝える方針が示されました。

(9) コメント対応表（温室効果ガス排出に関するその他の論点）（審議事項A2-1）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、SSBJで審議を行った以外の温室効果ガス排出に関する論点について、事務局の対応（案）が示されました。

検討の結果、事務局の対応（案）が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

参考： [第44回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

[公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」の公表 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事：

[第43回 サステナビリティ基準委員会（SSB）での審議の概要](#)

[第42回 サステナビリティ基準委員会（SSB）での審議の概要](#)

[第41回 サステナビリティ基準委員会（SSB）での審議の概要 | 会計監査 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ 法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係 法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体 であり、第三者 に関して相互に義務を課しまたは拘束 させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係 法人 は、自らの作為 および不作為 についてのみ責任を負い、互いに他の フォーム または関係 法人 の作為 および不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアント へのサービス 提供 を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係 法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織 体 であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービス 提供 しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場 に対する社会的な信頼を高め、クライアントの 変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の 実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団 です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜 するデロイトの45万人超の 人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報 提供 として一般的な情報 を掲載 するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人 が本資料をもって専門的な助言 やサービス 提供 するものではありません。皆様の財務 または事業に 影響 を与えるような意思 決定 または行動 をされる前に、適切な 専門家 にご相談 ください。本資料 における情報の 正確性 や完全性 に関して、いかなる 表明、保証 または 確約（明示・黙示を問いません）をするもの ではありません。またDTTL、そのメンバー フォーム、関係 法人、社員・職員 または 代理人 のいずれも、本資料に 依拠 した人 に関係して直接 または 間接 に発生 したいかなる 損失 および 損害 に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー フォーム および関係 法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体 です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>